

第 12 回堺市地域公共交通活性化協議会（書面開催） 案件説明

第 1 号議案 堺市地域公共交通活性化協議会規約の改正について【資料 1-1,1-2】

- ・令和 7 年 2 月 10 日に開催された堺市地域公共交通会議において、道路運送法の改正に伴う地域公共交通会議規約の改正が承認（資料 3 を参照）されたため、それに合わせて本協議会規約第 3 条第 5 項についても同様の改正を行うものです。

第 2 号議案 堺市地域間幹線系統確保維持会議規約の改正について【資料 2-1,2-2】

- ・令和 7 年 4 月 1 日より堺市の組織改正により担当部署名が変更となったことを踏まえ、本協議会規約第 5 条関係別表及び第 6 条第 2 項を改正するものです。
- ・また、堺市における地域間幹線系統確保維持事業に位置付けられる「路線バス網再編等対策補助事業」では、市域をまたがり運行する路線に関する議論を行うため、本協議会規約第 5 条関係別表に会議の構成員として「大阪府から選出された者」を追加するものです。

報告 第 35 回堺市地域公共交通会議の報告について【資料 3】

- ・道路運送法の改正により地域公共交通会議において運賃協議は行わないこととなり、地域公共交通会議規約第 3 条第 1 項の協議事項から「運賃・料金」を削除する改正について、原案のとおり承認されました。
- ・乗合タクシーの次期契約における運行内容の方向性について、現在、電話受付のみとなっている乗合タクシーの予約受付を利用者の利便性向上と委託事業者の予約受付・配車計画に関する事務作業の効率化等のため、予約システム開発を検討することについて、意見なしとして承認されました。

報告 第 11 回堺市地域公共交通活性化協議会の結果報告について【資料 4】

- ・議案第 1 号「令和 7 年度堺市地域公共交通活性化協議会予算（案）及び令和 7 年度堺市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について」は原案の通り可決されました。
- ・議案第 2 号「令和 7 年度の計画推進について」は原案の通り可決されました。